

特241

420

中央教化團體聯合會刊行

國民作法一斑

教化指導者の心得べき

教化事業調査會編

教化事業調査會編
教化指導者心得べき
教化事業調査會編



0054331000

0054331-000

特241-420

教化指導者の心得べき國民作法
一斑

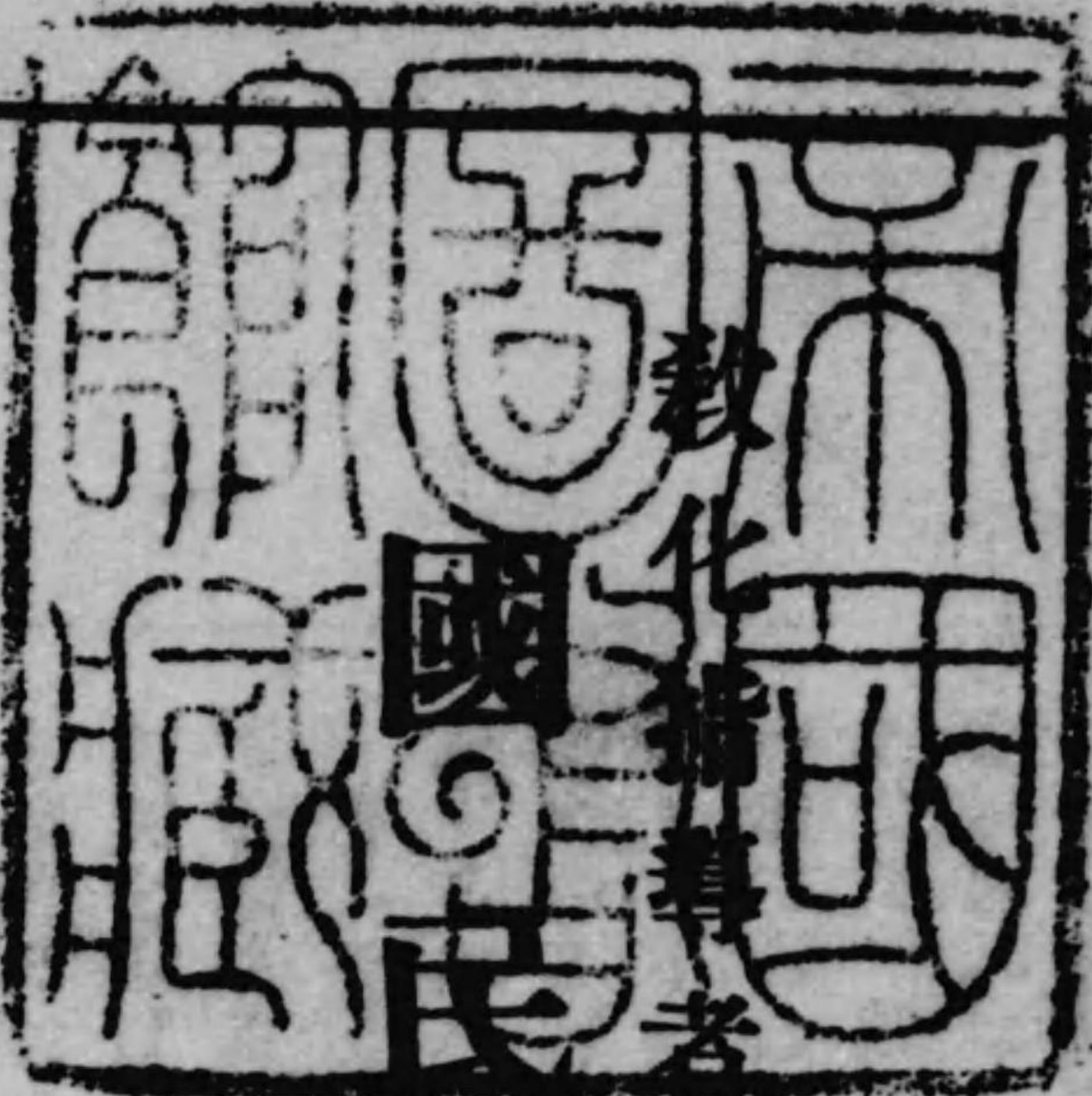
教化事業調査會・編

中央教化団體聯合會

昭和9

AIC

特241
420



教化事業調查會編

教化事業調查會編者心得べき

作法一斑



中央教化團體聯合會刊行

はしがき

教化指導者として心得べき作法につき、中央教化團體聯合會より一定の基準を示されたしといふ事は、年來中央地方の諸會合に於て屢々述べらるゝ要望であつた。即ち本調査は之が希望の一端に添ふべく編纂されたもので、現在普通一般に行はるゝ公式作法に準據し、平常最も必須と認むべき事項につき考査編制し、本會教化事業調査會の研究に委ねて審議を重ねること數回、更にその成案につき宮内、文部兩省等、主なる關係當局者の内閣を経たる上、今回之を發表するに至つたものである。

言ふまでもなく、現行の作法には夫々由來する所があり、妄りに私見を加へて改變するが如きことは許されない。故に本調査は汎く多方面に亘つて仔細に討究を遂げたる上、その普遍的共通的にして實に緊要と思料せらるゝ一般大綱を掲ぐるに止め、加之「注意」「備考」「註」等を併記して、その準據を明にし、運用上の便に供すべく力めたのである。しかしながら尙且つ過誤なきを保し難いので、大方の批判を俟ち、附錄の年中行事一覽と共に更に増補修正を加へて、その完璧を後日に期したいが、差當りこれによつて、教化各方面における多年の懶望に添ふ一端となるを得ば、幸之に過ぎたるはない。

目 次

- ◎皇室に對し奉る作法.....一〇
- ◇儀式に關する作法.....一〇
- ◎國旗並に軍旗、軍艦旗に關する作法.....二〇
- 〔附錄〕年中行事一覽

皇室に對し奉る作法

一、行幸啓を拜し奉る場合には、見苦しからざる服裝を整へ、靜肅を旨とし、歯籠の前驅の見えたる時、帽子、外套を脱ぎ、肩掛、襟卷等を取り去り、容儀を正して直立不動の姿勢を保ち、御車の吾が前方を通過せさせらるゝ時、敬禮（體の上部を約三十度前方に屈して御車に注目す）を行ふこと。

學生、生徒、兒童、團體員等、列立奉拜の場合には、指揮者の「禮」の號令にて敬禮し「直れ」の號令にて元の姿勢に復すべきこと。

【註二】

【註一】

イ、特別に許可ありたる時の外は、妄りに萬歳を唱へざること。

ロ、屋内、堀越、又は高き場所等より拜せざること。

二、宮城前又は御所前を通過する際は、謹んで敬意を表し奉るべきこと。

三、御尊影奉掲の位置、奉拜の作法等に關しては左の通り心得べきこと。

イ、御尊影奉掲の場所及び位置　御尊影奉掲の場所は、屋内最も清淨なる室の上位を選び、奉掲の位置は、天皇陛下の御尊影を右（向つて左方）に、皇后陛下の御尊影を左（向つて右方）に奉掲すること。【註二】

皇太后陛下並に皇太子殿下の御尊影を共に奉掲する場合には、

順次、皇后陛下の御尊影の左（向つて右方）に奉掲すること。
【註三、四】

ロ、御尊影奉拜の作法　　御尊影を奉拜する時は最敬禮を行ふ。最敬禮の仕方は、御尊影に注目し、両手を自然に垂れ、その指先の膝頭に達するまで、約四十五度、徐に體の上部を傾け凡そ一呼吸の後、元の姿勢に復し、再び御尊影に注目す。列立の團體員、同時に奉拜する場合には、指揮者の示す所による。

四、皇室の御事項を記述し奉る際は、用語その他につき細心の注意を拂ひ、十分の敬意を表すること。

【備考】

皇室に奉呈する賀表並に皇室に關する告諭、訓旨、祝辭等に、敬意を表するため、皇祖、先帝、陛下等の文字を本文と平に書き並べ（平出）詔書、勅旨等の文字の上を一字闇く（闇字）を通例とするが、その用例は公式令（大費令）に據るを可とすべし。

公式令 摘錄

皇祖	皇祖妣	皇考	皇妣
先帝	天子	天皇	皇帝
陛下	至尊	太上天皇	天皇御
太皇太后	太皇太妃	太皇太夫人	
皇太后	皇太妃	皇太夫人	
皇后			
	右皆平出		
大社	陵號	稱興	車駕
詔書	勅旨	明詔	聖化
天恩	慈旨	中宮	閨庭

朝廷 東宮 皇太子殿 下

右如此之類並闇字

【注 意】

普通の記録に、皇室の御事項を記述し奉る場合には、平出闇字の例に據るに及ばず。右は明治五年八月七日、當時の式部寮より明法寮に回答したる左記書面によりて定まり。

先般鑿頭闇字等之儀御問合有之候或右ハ御一新後未ダ一定之御規則モ無之自今記録ニハ左院見込之通り總テ鑿頭平闇等ハ不相用様御治定相成候條此段及御回答候也

【注 意】

皇室に關する文字を濫用せざること【註五】

五、皇室の御紋章は、最も貴重なるものなるを以て、常に十分の敬意を拂ふこと。

【注 意】

御紋章又は之に紛はしき紋様は絶対に使用せざること。【註六】

六、至尊及び皇族の御尊影を掲載せる印刷物は、恭敬の念を以て鄭重に取扱ふこと。

【註一】

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方（明治四十三年八月廿六日文部省訓令第十八號抜萃）

武裝セザル場合（女生徒ヲ含ム）學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車ガ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮（體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム）セシメ「直レ」ノ號令ニテ元ノ姿勢ニ復セシム

【註二】

兩陛下御尊影奉掲ノ位置ニツキ明治三十一年一月十一日文部大臣秘書官ヨリノ照會ニ對スル宮内省ヨリノ回答書

兩陛下御尊影奉掲位置ノ儀ニツキ本月十一日付甲二〇號ヲ以テ御照會ノ趣了承御位置ノ儀ハ右ヲ以テ天皇陛下ノ御位置（臣下ヨリ左ニ拜シ奉ル）トスル事ニ相成居候間左様御了知有之度此段復

答候也

【註三】

天皇 皇后兩陛下 皇太后陛下 皇太子殿下 御寫眞奉掲方並先帝陛下同上並奉安方（大正二年六月十二日貿秘二〇號、帝國大學總長、直轄諸學校長、各地方長官へ文部大官通牒）

（前文略）

記

二、同時ニ奉掲セラルベキ場合ニハ右ヲ以テ

天皇陛下ノ御位トシ（臣下ヨリ向ツテ左手ニ拜シ奉ル）順次ニ左ニ 皇后陛下 皇太后陛下
皇太子殿下ノ御位トセラルベキコト

【註四】

三大節、明治節等ノ學校ニ於ケル舉式ノ場合御寫眞奉掲方（昭和三年十月三十日發秘五二五、直轄學校長、地方長官、公私立專門學校長へ文部次官ノ通牒）

三大節、明治節等ノ學校ニオケル舉式ノ場合、御寫眞奉掲方ニ關シ問合ノ向多數有之候處兩陛下ノ御寫眞ト共ニ 大正天皇 皇太后陛下 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ奉戴スル學校ニ

於テモ

天皇陛下

皇后陛下ノ御寫眞ヲ奉掲スルヲ原則ト致ス次第ニ付此段御了知相成度尙 皇太后陛下ノ御寫眞
フ併セ奉掲シ又明治節ニ於テ特ニ御聖體ヲ偲ビ奉ル爲 明治天皇 昭憲皇后ノ御寫眞フ併セ
奉掲シ又 大正天皇ノ御聖體ヲ偲ビ奉ル儀式ニハ特ニ 大正天皇ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ差支無
之

追テ奉掲順序左記ノ通りニ付爲念申候

記

臣下ヨリ向ツテノ御順位

昭	憲	皇	太	后
明	治	天	皇	太
皇	太	后	天	后
大	正	天	皇	天
天	皇	后	陸	下
天	皇	陸	下	下

【備考】

この場合において右（向つて左）は上位の如く拜せらるゝも、宮中における玉座の御位置より推し、天皇陛下は正中に在しまし、皇后陛下並にその他の御方は順次左脇座に在します次第と心得べきこと。

【註五】

皇室ニ關スル文字濫用者取締方（明治三十四年十月二十三日内務省訓令第二十號）

近年往々各種ノ商品、商品容器、封皮、引札、廣告、看板等ノ物件ニ於テ帝室御用、東宮御用、宮内省御用其ノ他皇室ニ關スル文字ヲ濫用スルモノナキニアラズ右ハ明治元年三月太政官布告ノ精神ニ違背シ程ナラザル儀ニ付心得違ノ者ナキ様嚴取締ラルベシ

【註六】

皇族ノ外菊御紋ヲ禁止シ紛敷品ハ改メシム（明治四年六月十七日太政官布告）

菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候然又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ外總テ被禁止候尤御紋ニ紛敷品相用候儀そ同様不相成候條相改可申奉

但シ從來諸社ノ社頭ニ於テ相用來候分ハ地方官ニ於テ取調可申出事

儀式に關する作法

(二) 儀式に關する事項

一、三大節、明治節には、官衙、學校の外、公衙、諸團體等において、一般市町村民の拜賀式【註】を學行すること。

拜賀式順序(示例)

- | | |
|--------|---|
| 一、敬禮 | 禮 |
| 二、開扉 | 扉 |
| 三、國歌齊唱 | |
| 四、拜賀 | 賀 |
| 五、勅語捧讀 | |
| 六、閉扉 | 扉 |

- | |
|------------|
| 七、訓辭、祝辭、其他 |
| 八、祝歌齊唱 |
| 九、敬禮 |

【注意】

イ、式次第書は成るべく式場見易き場所に貼るを便とす。
ロ、開扉閉扉の際は一同低頭すること。

【備考】

捧讀は奉讀と記すも可なり。皇室儀制令附式帝國議會開院の儀中に「内閣總理大臣勅語ヲ捧讀ス」とあり。尙又小學校令施行規則第二十八條中に「學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス」とあり。

二、三大節、明治節における拜賀式以外の諸儀式の順序は、拜賀式の順序に準じ適宜之を定むること。

【注意】

イ、儀式の性質により、教育勅語の代りに他の勅語、勅諭、詔書、御沙汰書、令旨等を捧讀す

ること。

四、儀式の際に遙拜を行ふ場合は、神宮、宮城の順序に、その方向に向ひ最敬禮を行ふも可なるべく、場合により神宮に對しては二拜二拍子一拜を行ふも可なるべし。

五、祝歌の代りに適當なる唱歌を用ひ、次に萬歳三唱を加ふるも可なり。

【備考】

皇居ヲ宮城ト稱ス

(明治二十一年十月二十七日宮内省告示第六號)

皇居御造營落成ニ付自今宮城ト稱セラル

三、式場の位置は正面の左方（向つて右方）を上位とするも、式場の模様により右方（向つて左方）を上位とするも妨げなし。

四、式場に參列する時は、禮服、制服又は非禮に瓦らざる服装をなすこと。

【註一】

紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於ケル式（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號小學校令施行規則第二十八條）

紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ

一、職員及兒童「君ガ代」ヲ合唱ス

二、職員及兒童ハ

天皇陛下 皇后陛下ノ御眞影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ謹告ス

五、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

（二）勅語、詔書等捧讀に關する事項

一、捧讀前の作法

勅語又は詔書等は箱に納めたるまゝ三方に載せ、眼の高さに捧持

して捧讀臺の前に止り、左足より三歩前進して臺上に載せ、靜に三方を廻して正位に置き、一禮して右足より三歩後退し、方向を轉じて退場す。

二、捧讀の作法

捧讀者は一禮し、箱より勅語又は詔書等を取り出し、靜に開きて推し戴き、敬禮したる後、謹嚴なる態度と莊重なる語調を以て捧讀、終りて敬禮し、勅語又は詔書等を巻きて推し戴き箱に納め、三方を廻し捧撤者に渡して敬禮す。

三、捧讀後の作法

捧讀終れば、捧撤者は捧讀者の三歩前にて一禮し、捧讀者の前に進み、三方を受けて三歩後退し、方向を轉じて退場す。

【注 意】

イ、場合により、勅語又は詔書を、兼め御尊影前の奉安臺に安置すとも可なり。
ロ、御尊影を奉掲せざる場合に、勅語又は詔書を始めより三方に載せたるまゝ捧讀臺の上に安置するが如きは、已むを得ざる場合の外之を避くるを可とす。

【注 意】

イ、御名御璽並に年號月日は明瞭に力強く捧讀すること。
ロ、捧讀の最初に勅語、詔書等と読み上げざるを可とす。
ハ、詔書の終りに添へる「各大臣副署」とあるは読み上ぐるを要せず。
ニ、捧讀者は成るべく禮服又は制服を着用し、已むを得ざる場合と雖、非禮に至らざる服装をなすこと。

四、参列者の作法

参列者は、和室の場合は通例正座し、洋室又は屋外の場合は起立し、捧讀者が勅語又は詔書等を開き推し戴き、敬禮する時と同時

に低頭し、捧讀終ると共に元に復す。

(二) 「君が代」並に「萬歳」に關する事項

一、「君が代」齊唱、合唱並に演奏

イ、「君が代」【註二】を齊唱又は合唱【註二】する時は、敬虔の態度をすべきこと。

ロ、「君が代」の演奏を聽く時は容儀を正すべきこと。
ハ、諸儀式の際ににおける「君が代」の齊唱、合唱又は演奏は通例二回とす。【註三】

二、萬歳の唱和

イ、皇室に對し奉り萬歳【註四】を唱和する時は先づ起立し、次に發¹⁶

聲者の音頭により、兩手を高く擧げて三回【註五】繰返し唱和すること。

【註一】

イ、發聲者と唱和者は同一方向に向ふべきこと。

ロ、發聲者は、學校ならば學校長、團體ならば團體長之に當り、その他の儀式、會合の場合には、出席者中の長上、推されて之に當るを通例とす。

ロ、一般に萬歳を唱ふる時の回數は隨意とす。

【註二】

「君　が　代」

○歌詞歌曲「君が代」の歌詞は、讀人知らずの古歌にて、古來祝歌として廣く民間に傳唱せられたるが、現在の曲譜の完成せしは明治十三年十月廿五日なり。作曲者は當時の宮内省の伶人林廣守氏にして、海軍御雇教師フランク・エッケルト氏之に和聲を施し、十一月三日天長節の御寶會の際、始めて之を演奏し、作曲の大第を天皇陛下に奏上したりといふ。

○學校と「君が代」

「君が代」は明治二十六年八月十二日文部省告示第三號によりて、小

學校において祝日大祭日の儀式を行ふ際の歌詞並に樂譜として選定せられ、明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號小學校令施行規則の第二十八條において、小學校における紀元節、天長節、明治節及一月一日の拜賀式に職員及兒童「君が代」を合唱することと定めらる。

○陸海軍と「君が代」 陸海軍における「君が代」の喇叭譜は明治十八年十二月三日制定せられ、陸軍においては明治二十年一月十九日陸軍省達第四號禮式中に、兩陛下に對する敬禮の際、喇叭「君が代」を吹奏することと定められ、次で明治三十年十一月十九日陸軍省達第五百五十三號を以て「君が代」を陛下及皇族に對し奉る時に用ふる軍樂と定められ、其の後陸軍禮式並に海軍禮式により「君が代」を吹奏する場合と回數とを規定せられたり。

○國歌と「君が代」 海軍禮式令第五十九條に「我國歌ヲ奏シタル後云々」とある外「君が代」に関する法令布告等には、凡て「君が代」とのみありて國歌といふ名稱はなきも「君が代」の國歌たることは、既に中外の認むる所なれば、國歌即ち「君が代」「君が代」即ち國歌と心得て可なるべし。

【註二】

○齊唱と合唱 齊唱とは多數の人が同音程にて一齊に唱ふるをいひ、合唱とは多數の人高低各種の音にて合せ唱ぶる（二部合唱、三部合唱、四部合唱の如き）をいふ。

【註三】

「君が代」の回数

○明治四十四年八月文部省調査、師範學校、中學校作法教授要項中、祝日に於ける學校の儀式順序方法の中には「君が代」二回とあり。

○陸軍にては觀兵式の際、天皇臨御ありたる時、軍樂隊及諸隊の喇叭手群は「君が代」を一回吹奏し、閱兵式に移りて天皇御體の最右翼に到らせられし時、軍樂隊は「君が代」を三回奏す。天皇御體の時は軍樂隊及喇叭手群は車馬場外に出づるまで、連續「君が代」を吹奏す。（陸軍禮式附錄）

○海軍にては定時軍艦旗を掲揚降下する時、天皇御體に臨御の時「君が代」を一回吹奏す。（海軍禮式令）

【註四】

○「萬歳」の由來 「萬歳」は古來即位式に當り唱へたる言葉にして「ばんせい」又は「ま

んさい」などゝ稱へたるが、明治に入りてより、明治二十二年二月十一日（紀元節）大日本帝國憲法發布式當日、觀兵式に臨幸せらるゝ天皇陛下を、二重場前に奉拜したる帝國大學生並に直轄學校生徒一同が「萬歳」^{パンチイ}と三唱して奉祝せしを始めとして、爾來一般に弘まり、天皇陛下並に皇室に對して奉祝するため唱和する外、一般に祝意を表する場合にも唱和するに至れり。

【註五】

○登極令附式「即位禮當日祭辰殿ノ儀」中の萬歳の唱へ方は次の如し。

内閣總理大臣萬歳^{パンチイ}前面ニ參進、萬歳ヲ稱フ（三聲）諸員之ニ和ス

○大正四年始めて登極令によつて御大禮を行はせらるゝ際、各省次官宛内閣書記官長より通牒せる萬歳の唱へ方は次の如し。

内閣總理大臣	「萬歳」 ^{パンチイ}	諸員「萬歳」
内閣總理大臣	「萬歳」	諸員「萬歳」
内閣總理大臣	「萬歳」	諸員「萬歳」

國旗並に軍旗、軍艦旗に關する作法

一、國家の祝日、大祭日【註一】其の他國家慶弔の場合には國旗【註二】を
掲揚すること。

【註一】

イ、國旗を單に自家又は個人の祝意を表するため掲揚し、又は裝飾に使用することは之を避くべきものとす。

ロ、國旗を竿より離して室内に掲ぐることは、成るべく之を避くるを可とす。

ハ、野外に於て國旗を掲揚する場合には、竿頭の球を附せざるも可なるべし。

二、國旗の制式は、明治三年正月二十七日太政官布告第五十七號【註三】によること。

三、國旗掲揚の方法は、昭和五年十二月十五日内閣通牒、國旗掲揚の方法【註四】によること。

四、軍旗【註五】並に軍艦旗【註六】に對しては謹んで敬禮をなすこと。

【注 意】

イ、軍艦旗の掲揚降下の際に出會ひたる時は、特に敬意を表すること。
ロ、故なく軍艦旗を型りたる旗を使用せざること。

【注 二】

祝 日、大 祭 日

○新 年（一月一日、二日、五日）

年の始を慶賀する祝日にて、宮中におかせられては、新年朝賀の儀並に新年宴會の儀を行はせらる。

○新年朝賀（一月一日、二日）

新年に當り、群臣百僚、天皇陛下を拜し、又は參賀して御聖德を仰ぎ奉る御儀。

○新年宴會（一月五日）

新年に際し、群臣百僚を宮中に召され、御饌と共にせらるゝ御儀。

○元 始 祭（一月三日）

歲の首に當り、天津日嗣の元始即ち皇位の大本、肇國の御趣旨を欽仰し奉る御儀。當日宮中に於かせられては、賢所、皇靈殿、神殿にて長くも天皇陛下御親祭遊ばさる。

○紀 元 節（二月一日）

神武天皇櫛原宮にて即位の禮を行はせられたる日に當り、天基草創、建國の大業を景仰奉祝する御儀。當日宮中に於かせられては、賢所、皇靈殿、神殿の御親祭遊ばさる。これを神殿祭と申す。

○春季皇靈祭（春分の日）

皇靈殿にて、歴代の皇靈並に皇后、皇妃、皇親の御靈を御追憶遊ばさるため御親祭遊ばさるゝ御儀、當日更に神殿にて天神地祇の恩禱を御報賽のため御親祭あらせらる。これを神殿祭と申す。

○神武天皇祭（四月三日）

神武天皇廟御の日に當り、皇靈殿にて御親祭あらせられ、大孝を申べさせ給ふ御儀。尚山陵には勅使を遣はして奉幣せしめ給ふ。

○天 長 節（四月二十九日）

天皇陛下の御萬辰を賀し奉り、聖壽の萬歳を繰り奉る御儀。當日先づ、天皇陛下には賢所、豈

靈殿、神殿を御親拝あらせられ、次いで陸軍觀兵式をみそなはせられ、終つて宮中に於いて宴會の儀を行はせらる。

○秋季皇靈祭（秋分の日）

春季皇靈祭に同じ。

○神嘗祭（十月十七日）

皇祖その年の新穀を聞食す御儀。十五日より十六日に亘り先づ豐受大神宮に於いて行はせ給ひ、大いに十六日より十七日に亘り皇大神宮に於いて行はせ給ひ。この日は勅使をして皇大神宮に奉幣せしめられ、宮中に於かせられては天皇陛下親しく神嘉殿の南庭に於いて御禮拝遊ばされ、なほ賢所に出御の上、御親祭を行はせらる。

○明治節（十一月三日）

明治天皇の御誕辰に當り、天皇の御聖體を仰ぎ、その昭代の御大業を追憶し給ふ御儀。當日先づ天皇陛下、賢所、皇靈殿、神殿に於いて御親拝あらせられ、終つて宮中に於いて宴會の儀を行はせらる。

○新嘗祭（十一月二十三日）

天皇陛下神嘉殿に出御あらせられて新穀を聞食す御儀。二十三日より二十四日に亘り先づ皇祖並に天神地祇に奉らせられて後、御みづから聞食され、賢所、皇靈殿、神殿にて御祭典あり。且つ宮並に官園幣社に奉幣せしめらる。

○大正天皇祭（十二月二十五日）

大正天皇崩御の日に當り、皇靈殿にて御親祭遊ばされて大孝を申べさせ給ふ御儀。この日山陵に勅使を遣はし奉幣せしめらる。

【備考】

こゝに掲げたる祝日大祭日は、皇室儀制令による式日並に皇室祭祀令による大祭日なり。此等の式日及大祭日は、昭和二年三月三日勅令第二十五號によりて休日と定められたり。（一月一日及二月一日は明治六年一月七日太政官布告第二號により休暇日と定めらる。）

なほ普通に式日として取扱はれたる四方拜（一月一日早旦、天皇陛下神嘉殿南庭に出御あらせられ、神宮、天神地祇並に山陵等を拜し給ひ、敬神崇祖の觀應を盡させ給ふ御儀）は、皇室祭祀令による一月一日の宮中小祭としての歲旦祭に先たちて行はせらるゝ御儀なればこゝには之を掲げざること、せり。

〔註 二〕

國旗の制定

明治三年正月二十七日を以て公布せられたる太政官布告第五十七號郵船商船規則中に、初めて日本船舶に掲ぐる國旗の制定を見、次いで同年五月に陸軍國旗章、同十月には海軍國旗章の制定を見たり。

同五年三月には開港場所在の縣廳に國旗を掲揚すべきことを布達せられ、同年十一月に至り東京府の伺により六年一月一日より一般民戸に國旗を掲揚することを許されたり。

〔註 三〕

○文部次官ヨリノ照會ニ對シ昭和五年十二月十五日附ヲ以テ内閣書記官長ヨリ發シタル回答。

國旗ニ關スル件

本年六月九日地文一〇號ヲ以テ標記ノ件御照會ノ次第モ有之候處國旗ノ制式及掲揚ノ方法等ニ關シテハ從來一般的準則フ缺キ從テ自ラ區々ニ涉リ將來何等カ準則制令ノ要ヲ被認候へ共適當リテハ明治三年太政官布告第五十七號大正元年關令第一號ニ則リ且ツ舊來ノ慣行ニ鑑ミ大體左記要綱ニ依ルヲ妥當ノ如ク思料セラレ候條御了承相成度此段不取敢及回答候

記

國旗ノ制式

一、國旗縱横ノ比率及日章ノ直徑比率並ニ其旗面ニ於ケル位置ハ祝意ノ場合タルト弔意ノ場合タルトアラムハズ何レモ明治三年太政官布告第五十七號ニ定ムル國旗寸法ノ比率ニ準據スルヲ安當トスペシ

二、半旗ノ球トノ間隔ハ祝意ノ場合ハ之レヲ絶體ニ存セズ弔意ノ場合ハ大正元年關令第一號ニ準據シ半球ハ黒布ヲ以テ之レヲ覆ヒ且ツ旗ノ上部ニ黒布ヲ附ス

○明治三年正月二十七日太政官布告第五十七號中御國旗ノ寸法（郵船及商船規則抄）

一、御國旗ノ寸法別紙ノ通ニ候事

但シ大旗ハ祝日ニ引揚平日ハ小旗引揚ケ風雨晦暝ノ節ハ小旗迄引却置不苦候事

祝日可用分大旗之圖 凡而曲尺

祝日可用分大旗 凡而曲尺

平常可用分

中旗寸法

流一丈

堅七尺

日ノ丸差渡四尺二寸

同先ノ明キ三尺

同乳ノ方明キ二尺八寸

風雨ノ節可用分

小旗寸法

流六尺 堅四尺三寸

日ノ丸差渡二尺五寸二分

同先キ一尺八寸

同乳ノ方明キ一尺六寸八分

【備考】

大旗の寸法を分り易く書き改むれば次の通りとなる。

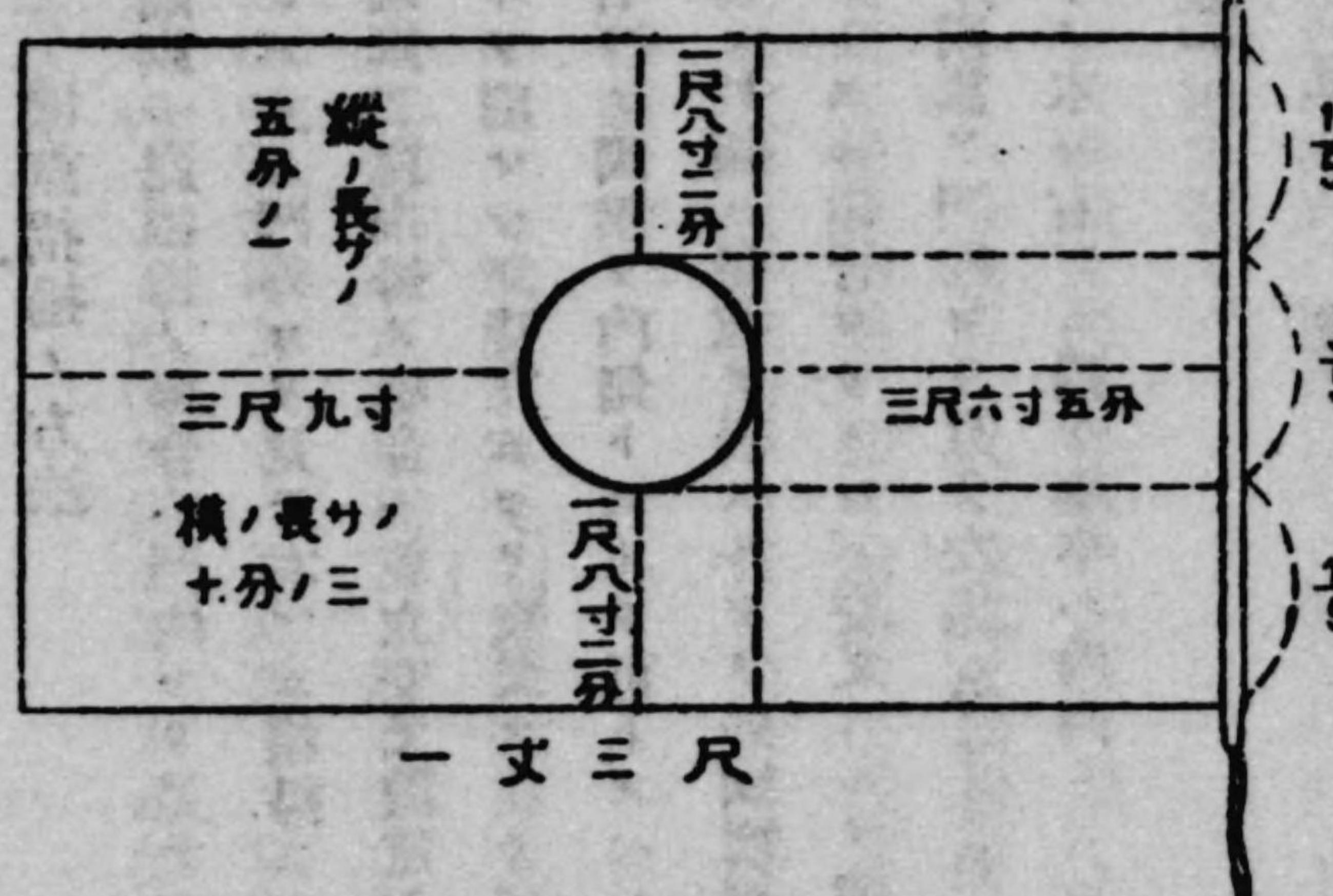


縦と横の比率は七と十

日の丸の直径、縦の長さの五分の三

日の丸の中心を、旗の中心より一寸二分五厘（横巾の
約百分の一）だけ旗竿の方へ寄す。

【註四】



文部次官ヨリノ照會ニ對シ昭和五年十二月十五日附フ以テ内閣書記官長ヨリ設シタル回答

中ノ國旗掲揚ノ方法

國旗掲揚ノ方法

- 一、國旗一旒掲揚ノ場合ハ門内ヨリ見テ右（門外ヨリ見テ左）ニ掲揚スルフ望マシク已ムフ得ザレバ左（門外ヨリ見テ右）ニ掲揚スル可ナルベシ
- 二、國旗二旒掲揚ノ場合ハ並立交叉隨意ナルベキモ之レヲ一定セントスル越旨ヨリスレバ並立スルヲ望マシク時宜ニヨリ交叉スルモ可ナルベシ交叉スル場合ハ門内ヨリ見ナ左（旗竿ノ本ハ右）ノ國旗フ内側トスルフ可トスベシ
- 三、特ニ外國ニ敬意フ表スルタメ外國國旗ト共ニ掲揚スル場合ハ並立交叉隨意ナルベキモ一定セントスル越旨ヨリスレバ交叉スルフ望マシク時宜ニヨリ並立スルモ可ナルベシ並立スル場合ハ國旗フ門内ヨリ見ナ左（門外ヨリ見テ右）ニ掲ゲ交叉スル場合ハ國旗フ門内ヨリ見ナ左（旗竿ノ本ハ右）ニ掲ケ旗竿ハ内側トスルフ可トスベシ

【註五】

軍 族

我が國の軍旗は、明治三年の制定にかゝり、日章の周圍に十六條の光線を射出せしめ、その三方に紫色の縁を著く。

軍旗は歩兵聯隊及騎兵聯隊の創設に際し、天皇陛下より親授せらる。授與式は極めて嚴肅にして天皇親しく左の勅語と共に軍旗を聯隊長（帝都以外の聯隊にありては侍立せる陸軍大臣の手を経て御前にて聯隊旗手に受け給ふ）に受け給ふ。

今般第〇聯隊編成ルヲ告ゲ仍テ軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武フ宣揚シ我帝國ヲ保護セヨ

聯隊長は謹んで軍旗を拜受し左の奉答をなす。

謹ンデ明勅ヲ奉ズ臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン

この軍旗の親授によりて、天皇親しく軍旗を就率し給ふ所以を明にせさせ給ふ次第なれば、將兵は軍旗を仰ぐこと猶御景影を拜するが如く、常に最も尊重に之を守護し、之に對する敬禮は極めて嚴格なり。

各聯隊の軍旗の大部分は、明治以來の諸戰役に參加し、幾多の偉勳を物語ると共に、軍旗の下に忠死せる幾萬の勇士の英靈これに宿る。軍旗は實に陸國の神の表現たり。

〔注六〕

軍艦旗

我が軍艦旗は、日本海軍軍人の指揮する軍艦の後部旗竿又は橋上斜桁に掲ぐる旗章なり。始め日の丸を用ひたるが、明治二十二年今日の如く日章に十六條の光線あるものに改められたり。帝國軍艦が外國領海又は公海に在る時は、主權に伴ふ尊敬と禮遇とを受くべきものにして、外國政府の干渉を受くることなし。されば軍艦旗の翻る處、地球上如何なる位置に在る一小艇と雖、それは我が國の延長にして分身なり。

軍艦碇泊中、毎朝軍艦旗を掲ぐる時は敬禮して「君が代」を奏し、日没に當り之を降下する時亦同様の儀禮を行ふ。軍艦には常に大小種々の軍艦旗を備へ置く。戰闘に當り、軍艦の大檣頂に軍艦旗を掲ぐるは對敵行動の表示にして之を戰闘旗と呼ぶ。戰役中に使用したる軍艦旗は、記念軍艦旗と稱しその艦において鄭重に保存す。

國民年中行事一覽

(教化事業調査會調査)

月二十一	月二十	月十九	月十八
大正天皇祭(二十五日)	皇太子殿下御誕辰		
除夜祭(三十一日)	義士祭(十四日)		
大正天皇祭(二十五日)	新嘗祭(二十三日)	親菊御會(月中)	
除夜祭(三十一日)			
大正天皇祭(二十五日)	明治節(三日)	靖國神社祭(二十三日) 招魂祭—	戊申詔書漢發記念日 教育勅語漢發記念日 (三十日)
除夜祭(三十一日)	新嘗祭(二十三日)	體民精神作興詔書漢發記念日 (十日を中心とする前後一週間) 世界大戰平和克復記念日 (十一日)	惠比壽講(二十日) —誓文拂—
大正天皇祭(二十五日)	大正天皇祭(二十五日)	七五三祝(十五日)	
除夜祭(三十一日)	除夜祭(三十一日)	針供養一事納メ	
大正天皇祭(二十五日)		クリスマス(八日)	
除夜祭(三十一日)		除夜祭(三十一日)	

○氏神祭 全國各地一般に行はる

國民年中行事一覽

(教化事業調査會調査)

月二十	月十九	月十八	月十七	月十六	月十五	月十四	月十三	月十二	月十一	月十	月九	月八	月七	月六	月五	月四	月三	月二	月一	月
大正天皇祭(二十五日)	新嘗祭(二十三日)	明治節(三日)	秋季皇靈祭(秋分の日)	神嘗祭(十七日)	堺國神社祭(二十三日) —招魂祭—	堺國神社祭(二十三日) —招魂祭—	皇太子殿下御誕辰 (三十一日)	大祓(三十五日)	親機御會(月中)	堺國神社祭(三十日) —招魂祭—	皇后陛下御誕辰(六日) —地久節—	春季皇靈祭(春分の日)	紀元節(十一日)	新年祭(十七日)	四方拜(一日)	四方且祭(一日)	四方歲始(四日)	新年年賀(一・二日)	新年	月
除夜祭(三十一日)	大夜祭(三十一日)	御菊御會(月中)					皇太子殿下御誕辰 (三十一日)	大祓(三十五日)	親機御會(月中)	堺國神社祭(三十日) —招魂祭—	皇后陛下御誕辰(六日) —地久節—	春季皇靈祭(春分の日)	紀元節(十一日)	新年祭(十七日)	四方拜(一日)	四方且祭(一日)	四方歲始(四日)	新年朝賀(一・二日)	新年	月
義士祭(十四日)	世界大戰平和記念日 (前後一週間)	精神作興週間	體育精神作興週間	發記念日	教育勵語漢文發記念日	教育勵語漢文發記念日	關東大震災記念日	元宵記念日(一日)	時の記念日(十日)	海軍記念日(二十七日)	自治制記念日(七日)	聖德太子祭(十一日)	舞尊降誕會(八日)	滿洲國獨立記念日(二十七日)	憲法發布記念日(十一日)	建國祭(十一日)	憲法發布記念日(十一日)	建國祭(十一日)	憲法發布記念日(十一日)	月
除大夜祭(三十一日)	大クリスマス(八日)	針供養—奉納メ	奉納メ	大	大正天皇祭(二十九日)	天長節(二十九日)	孟蘭盆祭(九月)	重陽—菊の節句	端午—菖蒲の節句	端午—菖蒲の節句	端午—菖蒲の節句	仲秋名月	惠比壽誦(二十日)	仲秋(秋分の日を中心)	彼岸(前後七日間)	彼岸(前後七日間)	彼岸(前後七日間)	彼岸(前後七日間)	彼岸(前後七日間)	月
○氏神祭 全國各地一般に行はる	七五三祝(十五日)																			

宮中に行はるゝ諸儀式
及其他の祭日式日等

特に選擇して施行せり
と認むる教化行事なり

廣く一般に行はれ來り
たるもの

發兌

昭和九年九月二十一日印刷

昭和九年九月二十一日發行

谷

教化團體聯合會

編者

中央教化團體聯合會

發行者

古 谷 教

東京市麹町區大手町一ノ七

印刷者

今井 壱 太郎

東京市深川區住吉町一ノ七

東京市麹町區大手町一ノ七
財團法人中央教化團體聯合會
總售賣所七一七八二

教化團體聯合會

定價十錢

